

順天堂大学障がいのある学生の支援に関する基本方針

改正 令和7年1月1日

順天堂大学（以下、「本学」という。）は、学是「仁」（人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」）と理念「不断前進」（現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢）に則り、「三無主義」（出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える）の学風を掲げ、国際レベルでの社会貢献と人材育成を進めています。

（目的）

第1条 本方針は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び改正法（平成23年8月法律第90号）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び改正法（令和3年5月法律第5号）」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、本学に入学を希望する障がいのある者及び本学に在籍する障がいのある学生（以下、「障がいのある学生」という。）への支援に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（方針）

- 第2条 本学のすべての構成員は障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に教育・研究に参加できるような機会を確保しなければならない。
- 2 本学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が相互の立場を尊重し、互いに学びあう環境を整備し、共生社会の実現に貢献する。
- 3 本学は、障がいのある学生が自律的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援する。

（定義）

第3条 本方針における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 障がい 身体障がい、発達障がい、精神障がい又はその他の心身の機能の障がいを含み、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態
- (2) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(差別的取り扱いの禁止)

第4条 本学の構成員は、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取り扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 本学は、障がいのある学生、その保護者及びその他関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供しなければならない。

2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がいのある学生本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努める。

3 本学は、障がいのある学生の個別の必要性に対する合理的配慮を的確に行うため、ユニバーサルデザインの推進、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等の事前的改善措置を講じなければならない。

4 合理的配慮の提供においては、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行わなければならない。

5 障がいのある学生の修学における合理的配慮の提供は、障がいのある学生の所属する各学部・大学院研究科が責任をもって行わなければならない。

(実施体制・相談窓口)

第6条 障がいのある学生、その保護者及びその他関係者からの相談に的確に応じるため、以下の部署を窓口として、障害のある学生一人ひとりの支援の要望に基づき、関係部署・全ての教職員が緊密に連携・協力して、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、受験上、修学上の必要かつ合理的配慮を行う。

一 入学志願者 アドミッションセンター

二 学生・大学院生 各学部・大学院研究科

三 アクセシビリティ支援室

(情報公開)

第7条 本学は、障がいのある学生及び入学希望者に対して、基本方針、相談体制及び合理的配慮事例等の情報を公開する。

(研修・啓発)

第8条 本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、構成員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

(改廃)

第9条 本方針の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基本方針は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年1月1日から施行する。